



平成27年 5 月20日

各 位

会 社 名 サノヤスホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 上田 孝  
(コード番号7022 東証第1部)  
問合せ先 取締役専務執行役員 浅間 成人  
(電話番号 06-4803-6161)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第4期定時株主総会（以下、「本総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下、「買収防衛策」といいます。）は、本総会終結の時をもって有効期間満了となりますが、買収防衛策を継続しないことといたしましたので、買収防衛策に関する規定の定款第34条（買収防衛策の導入等）、第35条（新株予約権無償割当ての決定機関）を削除するものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線\_\_\_\_は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>第7章 買収防衛策</u>  <u>(買収防衛策の導入等)</u> <u>第34条 買収防衛策の導入、継続および</u> <u>廃止は、株主総会においても決</u> <u>定することができる。</u>	<b>【削除】</b>

(下線\_\_\_\_は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>前項に定める買収防衛策の導入、継続および廃止とは、当会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当会社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当会社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付行為を行う者が遵守すべき手続およびこれに違反する者に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、廃止することをいう。</u></p> <p>(新株予約権無償割当ての決定機関)</p> <p><u>第35条 当社は、前条に規定する買収防衛策が定める手続に従い、取締役会の決議によるほか、株主総会の決議または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議に従い、新株予約権無償割当てを行うことができる。</u></p> <p>② <u>前項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">【削除】</p>

3. 効力発生予定日  
平成27年6月23日

以上